

東松山市こども食堂支援事業補助金 Q & A

No.	質問	回答
1	事業対象期間について	令和6年4月1日から令和7年2月28日までとする。
2	燃料費の算出について	燃料費については、こども食堂の実施に係る物資等の運搬に要した経費となり、補助金対象とする場合は、運搬に要した移動距離や支払いの証拠書類を提出するものとする。また、東松山市一般職員等の旅費に関する条例第15条第2項と同様に、1キロメートルにつき18円として算定する。
3	燃料費の算出について	市民活動センター等でこども食堂を開催し、当日市民活動センター等へ物資等の運搬が伴う場合は補助対象とする。
4	対象となる事業内容について	補助対象となる事業は、定例的（月1回以上）開催されるこども食堂であり、臨時に開催されるイベントや学習支援等他の名目で実施される事業は補助対象外とする。また、こどもだけではなく地域住民の参加は可能であるが、対象がこども以外になる事業については補助対象外とする。
5	各種ネットワーク負担金について	ネットワークに加入することで食材等の提供が受けられ、積極的な活動に繋がるため、必要経費とし補助対象とする。
6	光熱費について	事業対象期間内に支出したものを補助対象とする。 【例】 事業対象期間：令和6年4月1日～令和7年2月28日 令和6年3月使用分を令和6年4月15日に支払い⇒対象 令和7年2月使用分を令和7年3月15日に支払い⇒対象外
7	営業許可申請手数料について	営業許可は手続をすると複数年許可を受けるが、手数料については手続を行い手数料が発生した際に全額補助対象とする。
8	レジ袋について	商品購入時の買い物袋購入分も補助対象とする。※エコバックの利用を勧める
9	自治会費等について	建物をこども食堂のみに使用している（個人宅としては使用していない）場合、自治会費や生活排水利用料等については補助対象とする。 ※こども達が集まり、にぎやかな状況を御理解・御協力をいただくため、近隣住民とは良好な関係を構築する必要がある。 ただし、自宅と共用の場合は対象外とする。